

罹災者用必需品給与票使用ノ注意

- 一、本給与票ハ配給課長ニ於テ申請書ヲ受理シタル場合罹災者一人ニ対シ一枚ヲ交付シマス（但シ一人一回限リトス）
- 二、本給与票ノ給与券ト引換ニ無料ニテ現品ヲ受入レルコトガ出来マス
- 三、配給ハ戦時救急物資配給所（各国民学校ニ設置）ニ於イテ配給致シマス
- 四、本給与票中指定券ハ別ニ市長ニ於テ指示シタルモノニ限り使用出来マス
- 五、本給与票ノ有効期間ハ別ニ指示致シマス
- 六、本給与票ニ交付責任者印（配給課長印）ナキモノハ無効トス
- 七、本給与票ハ他人ニ譲渡シタリ貸与スルコトハ出来マセン、尚紛失ノ場合ハ再交付致シマセン
- 八、本給与票ノ交付ハ一回限リデアリマスカラ転入手続ヲ出来ル限り早クスマセテ通常ノ配給ヲ受ケテ下サイ（転入手続ヲスル場合ハ転出証明書ヲ要シマセン）